

平成 27 年度 食品安全委員会 緊急時対応訓練の骨子

食品安全に係る緊急時対応を、関係府省と協力しつつ迅速かつ確実に行えるよう、消費者庁が策定した「平成 27 年度消費者庁緊急時対応訓練計画（平成 27 年 4 月 21 日）」も踏まえ、以下の訓練を実施する。

重点課題	関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化				
形式	実務研修 (研修・講習会等)			確認訓練 (シナリオ非提示の実動訓練)	
目的	緊急時における対応手順を理解し、迅速な対応につなげる。	夜間・休日でも緊急時対応が可能な体制を整備する。	緊急時における国民への情報提供を、メディアの協力を得ながら分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を養う。	緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。	
訓練名称	緊急時対応手順研修	情報発信研修	メディア対応研修		確認訓練
			基礎講義	実践研修	
対象者	新任者を中心とした事務局職員	新任者を中心とした係長級の事務局職員	委員及び事務局職員	事務局職員	委員及び関係事務局職員
実施内容	・「緊急時対応手順のポイント」の内容に係る講義を行う（「新規着任者研修」の一講座に位置づける）。	・緊急時における委員会ホームページ、Facebook 等による情報掲載に係る研修を行う。	・メディア関係者等から、緊急時における資料作成のポイントに係る講義を受ける。	・メディア関係者向けの資料（ハザードの概要等）を各自で作成し、模擬記者会見を行う。 ・メディア関係者、消費者団体等から講評・助言を受ける。	・消費者庁が策定した「平成 27 年度消費者庁緊急時対応訓練計画」を踏まえ、実践的なシナリオ（非提示）で、関係府省庁合同の実動訓練を行う。
実施時期	4 月（異動の状況を踏まえ、適宜実施）	6 月	9 月	10 月	11 月
所要時間	0.5 時間	1 時間/回	1.5 時間	2 時間 + 1.5 時間	1 日（業務時間内）

平成 27 年度 消費者庁緊急時対応訓練計画

平成 27 年 4 月 21 日
消 費 者 庁

1 基本方針

消費者庁は、平成 24 年 9 月 28 日に改正した「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱（関係閣僚申合せ）」を踏まえ、緊急時対応訓練を実施することとしている。また、株式会社アクリフーズが製造した冷凍食品への農薬混入事案を受けて取りまとめられた「冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ（関係府省庁局長申合せ）」において、「関係府省庁が連携し、消費者安全に関するより実践的な緊急時対応訓練を原則として毎年度に一度実施する。」とされている。

従って、本年度においても、昨年度の訓練の成果を活かしつつ、引き続き緊急時対応訓練を実施する。実施に当たっては、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下、消費者庁及び関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図りながら訓練を設計することとする。

2 重点課題

(1) 関係府省との実動訓練を通じて、以下の項目を重点的に確認する。

① 情報入手体制の整備

緊急事態発生に関する情報が、関係府省、地方自治体、医療機関、マスコミ及び一般消費者等から迅速に入手できる体制になっているか。

② 消費者庁内での連携

庁外から入手した情報を庁内で迅速に共有できるか。必要な情報を短時間で入手し、緊急対策本部や総括官会議の開催要否を判断できるか。

③ 総括官会議を通じた関係府省との連携

関係府省と連携し、総括官会議を迅速に開催できるか。

④ 消費者への情報発信

消費者が真に求めている情報を正確かつ迅速に発信できるか。他省庁の情報伝達手段を上手く活用し効果的・効率的な情報発信をできるか。

(2) 上記に加え必要に応じて、緊急時対応手順の確認や担当職員の対応能力の向上を図るため、実務研修等を行う。

3 本訓練計画の実施スケジュール

平成 27 年 4 月	訓練計画及び訓練骨子の策定
4 月～10 月	実務研修の実施等（7 月頃までに実動訓練のテーマを決定）
11 月	関係府省との実動訓練の実施

(注) 実動訓練は、関係府省との関係で実施時期に変更があり得る。